

令和 4 年度第 1 回高知県犯罪被害者等支援推進会議における主な意見に対する県の考え方

No	概要	第 1 回推進会議における主な意見	県の考え方
1	各制度の整理について	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度ができれば、①周知の徹底、②その活用、③課題や問題点を改善・改定することが大事。センターと事務局で要点を明確にし、短期で改善できるもの、中長期的に考えていくもの等整理し、皆で共有する必要がある。 ・助成制度である限り対応できない部分、運用を改めることで解決できるものなどもあると思う。今まで推進会議やセンターとの協議で示された課題を整理し、各委員に説明をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料 2 のとおり、各制度の概要及び改善予定項目などについて整理し、委員へ説明。 (10 月下旬～11 月上旬に全委員 11 名を訪問し説明済。)
2	公費負担制度でのカウンセリングの支援対象について	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者を被害者本人だけでなく、家族まで拡大してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料 2 のとおり、センターの指定する心理士によるカウンセリングの対象者を、被害者の家族まで拡大。(令和 4 年 11 月～)
3	犯罪被害者等が支援されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者が支援されているかどうかを知りたいが、分母になるもの(全体像)が分からないと、相談件数の増加が良いことか判断できない。対象となる事案の件数と、それに対する相談件数の実数が知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別添資料(非公表)のとおり
4	P D C A 資料について	<ul style="list-style-type: none"> ・指針に基づく取組について、支援制度が複雑になっていることもあり、資料が分かりづらい。犯罪被害者等支援に特化した部分だけに絞り、A 4 判 1 枚程度で作成してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 3-1 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組についてのとおり、令和 4 年度上半期主な取組実績を A 4 判 1 枚に整理。
5	R 5 年度の予算拡充について	<ul style="list-style-type: none"> ・本県は性犯罪の相談が多いので、R 5 年度に向けて拡充できるようであれば、検討してほしい。 	R 5 年度当初予算における拡充項目(予定) <ol style="list-style-type: none"> (1) カウンセリングの回数及び県負担額の拡充 (2) 弁護士への相談の県負担額の拡充 (3) やむを得ない事由で警察に相談できない被害者に対する医療費助成の拡充